

健康ワンポイントアドバイス



発行：十日町市中魚沼郡医師会

発行日：平成30年7月発行

第192号

就任あいさつ及び最近の労働環境情報

十日町労働基準監督署 山田 道人 署長

平成30年4月に着任いたしました。転勤を重ね、今回16箇所目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

一昔前を振り返ると、災害防止に関する業務のウエイトが大きかったのですが、この頃は過労死等の報道が多くなされ、世間の関心の高まりもあり、労働時間に関する指導が業務の中心となりつつあります。

さて、平成30年度は、国が5箇年毎に定める労働災害防止計画の初年度に当たり、今回は第13次です。

労働災害防止計画は、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。

その中で、労働者の健康確保対策の重点事項として、

- ・過重労働による健康障害防止対策の推進
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり等両立支援の推進
- ・化学物質、石綿、粉じん、電離放射線等による健康障害防止対策の推進

などが掲げられています。

特に、過重労働による健康障害防止対策の推進に関連して、昨今「働き方改革」の取組が進められております。

長時間労働が脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、恒常的な長時間労働は行わないようにしなければなりません。

これに強制力を持たせるため、今国会で審議中の労働基準法改正案では、時間外労働・休日労働に関する労使協定に罰則付き上限を設けることとしています。

具体的には、時間外労働の限度について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度などとしています。



恒常的な長時間労働が行われている状況にある場合は、健康確保のためにも速やかに業務の見直し、環境整備等に着手しましょう。

それでも、やむを得ず長時間労働を行った場合は、適切な過重労働対策を講じる必要があります。

法令上の措置義務は、時間外労働・休日労働時間数(休憩時間を除き一週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を言います。以下同じ。)が月 100 時間を超える労働者の申出があったときに、医師の面接指導を受けさせることですが、申出を待つだけでなく一定の時間外労働を行った場合は医師の面接指導を受けさせる等各事業場の実情にに応じて努力義務の部分を充実させ、実効性ある過重労働対策を実施していただきたいと思います。

50 人未満規模の事業場を対象に、十日町地域産業保健センターで医師の面接指導の申込みができますので、是非ご活用ください(無料)。

また、昨年の省令改正により、産業医を選任している事業場(50人以上規模)では、毎月、各労働者の時間外労働・休日労働時間数をチェックし、100 時間超え労働者の有無、対象者がいる場合は氏名及び時間外労働・休日労働に関する情報(作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等)を産業医に提供しなければならぬこととされていますのでご注意ください。

